

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案 (追加分)

番 号	件 名
議 案 第 20 号	財産の取得について（追認）
議 案 第 21 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
議 案 第 22 号	令和6年度陸前高田市一般会計補正予算（第4号）

議案第 20 号

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得目的

市立小学校における学習指導の用に供するため

2 対象となる財産

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 名 称 | 令和 6 年度使用小学校教師用教科書、指導書等 |
| (2) 財産の配備 | 市内各小学校 |
| (3) 種 別 | 消耗品 |
| (4) 数 量 | 1, 445 点 |
| (5) 取得価格 | 金 24, 021, 528 円 |

3 契約日

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 9 月 27 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

本件は、予定価格が 2, 000 万円以上で、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するものであったが、議会の議決を経ずに契約を締結していたため、追認の議決を求めようとして提案するものである。

議案第 2 1 号

公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

次の施設を長期かつ独占的に利用させることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 1 号及び重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例（昭和 3 9 年条例第 3 0 号）第 4 条の規定により、議会の議決を求める。

1 施設

- (1) 所在地 陸前高田市高田町字馬場前 3 0 4 番地 8
- (2) 名称 陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設

2 施設を利用する者

- (1) 所在地 大阪府大阪市東住吉区杭全二丁目 3 番 1 5 号
- (2) 団体名 株式会社サロンドロワイヤル
- (3) 代表者名 代表取締役 前 内 眞智子
- (4) 設立年月日 昭和 3 3 年 8 月 7 日

3 利用の期間

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 2 4 年 3 月 3 1 日まで

4 施設の利用目的

- (1) ピーカンナッツを使用した商品の製造及び販売
- (2) ピーカンナッツの市場拡大及び食文化の普及

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設について、1 0 年を超えて利用させようとして提案するものである。